

船橋市教育委員会会議 8月定例会会議録

1. 日 時 平成25年8月23日(金)
開 会 午後3時00分
閉 会 午後5時00分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 委 員 長 篠 田 好 造
委員長職務代理者 山 本 雅 章
委 員 石 坂 展 代
委 員 中 原 美 恵

4. 出席職員 教育長職務代理者教育次長 松 田 重 人
管理部長 石 井 雅 雄
学校教育部長 藤 澤 一 博
生涯学習部長 瀬 上 きよ子
管理部参事兼教育総務課長 二 通 健 司
生涯学習部参事兼社会教育課長 小 川 佳 之
財務課長 廣 瀬 清 美
施設課長 小 川 良 平
指導課長 松 本 淳
保健体育課長 三 浦 勤 治
総合教育センター所長 鈴 木 正 伸
文化課長 武 藤 三 恵子
青少年課長 中 村 義 雄
教育支援室長 成 田 勤
施設課長補佐 榎 本 登
学務課長補佐 小 林 英 俊
保健体育課長補佐 岩 本 英 俊
生涯スポーツ課長補佐 中 田 進 一

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

請願第1号 中学校の宿泊を伴う学習である修学旅行の行き先についての請願に

ついて

- 議案第 24 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
議案第 25 号 船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

第 3 臨時代理

- 報告第 4 号 平成 25 年度船橋市一般会計補正予算（教育費に関する事務に係る部分）について
報告第 5 号 行田 2 丁目敷地造成工事請負契約の締結について
報告第 6 号 船橋市運動公園体育館耐震改修工事請負契約の締結について
報告第 7 号 船橋市立湊中学校校舎改築工事請負契約の締結について
報告第 8 号 船橋市立坪井中学校給食棟増築工事請負契約の締結について
報告第 9 号 船橋市北部公民館等複合施設建替工事請負契約の締結について

第 4 報告事項

- (1) 平成 25 年度第 1 回船橋市議会臨時会の報告について
- (2) 平成 25 年度全国高等学校総合体育大会等の結果報告等について
- (3) 平成 25 年度市・県・関東中学校体育大会の結果報告について
- (4) 船橋市美術館運営等検討委員会について
- (5) 青少年キャンプ事業及び船橋市・津別町青少年交流事業実施報告について
- (6) その他

6. 議事の内容

【委員長】

それでは、ただいまから教育委員会会議 8 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

7 月 12 日に開催いたしました教育委員会会議臨時会及び 7 月 19 日に開催いたしました教育委員会会議 7 月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催にあたりまして、会議を傍聴したい旨、2 名より申し出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

それでは、傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております「傍聴人の遵守事項」を守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、報告第4号から報告第9号までについては、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第4号に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、当該報告につきましては、傍聴人に退席願いますことから、同規則第9条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(6)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該報告を非公開とし、報告事項(6)の後に順序を繰り下げることといたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、請願第1号について審議いたします。

この件につきまして、審議参考のため、指導課、説明願います。

【指導課長】

それでは、請願第1号「中学校の宿泊を伴う学習である修学旅行の行き先についての請願について」を、ご説明させていただきます。

修学旅行につきましては、校長が編成した教育課程の特別活動に位置づけられる教育活動であり、その計画・実施については船橋市教育委員会が定めた教育課程編成の基準に関する規定により、各学校が教育効果を高めるよう、学校の実態や児童・生徒の心身の発達段階を考慮して実施しております。したがって、旅行先は、そのねらいや活動内容、安全性等を総合的に判断し、校長が決定しております。

願意でございます、船橋市立小学校は全校が日光方面であるということにつきましては、市として一律に決定しているのではなく、校長が決定しており、結果的に行き先が日光ということでございます。

平成25年度の修学旅行の行き先についての配布資料をご覧いただきたいと思います。中学校の今年度の行き先は、東北方面が5校、信越方面が16校、関西・中国方面が6校となっております。

近隣市の修学旅行についてでございますが、請願の理由に、「近隣市の修学旅行は、全校が、小学校は日光方面、中学校は奈良・京都方面で実施しているが、船橋市だけは何か違うのか」とありますが、平成24年度におきまして、近隣市でも行き先を一律に決めている事例はございません。各学校が実態に応じて決めています。

近隣市における中学校の修学旅行の行き先は、市川市、浦安市、習志野市は全校が関西方面となっております。船橋市、八千代市、千葉市においては信州方面が多く、必ずしも関西方面ということではございません。

「修学旅行の目的と体験活動について」でございますが、修学旅行は学習指導要領におきまして、平素と異なる生活環境にあって見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについて望ましい体験を積むことができるような活動を行うこととなっております。

また、学習指導要領の改善事項の1つといたしまして、社会性や豊かな人間性を育むための体験活動の充実が挙げられております。各学校におきましては、学習指導要領並びに学校の実態や学習のねらいから、農業体験や職業体験等の体験活動を取り入れる学校が増え、名所旧跡巡りの観光型の修学旅行よりも、体験活動型の修学旅行が多くなってございます。

また、請願理由にございます、「伝統文化に接する貴重な機会について」でございますが、教育委員会事務局といたしましては、奈良・京都は伝統文化の面で日本を代表する地域と認識しておりますが、様々な地方への修学旅行を通して、生活に根差した地域の伝統や文化に触れることも、我が国と郷土を愛する態度を養う貴重な機会であると考えております。

次に、「保護者の納得する修学旅行の実施について」ということでございますが、教育委員会では各学校から提出される、宿泊を要する校外における学習に関する届けから、安全面や経費、事前調査、保護者説明会の日時、保護者の承諾について確認をしております。したがって、すべての学校が保護者に対して修学旅行の説明をし、賛同を得ていると認識をしております。

また、旅行会社の決定につきましては、各学校において保護者の経済的負担が過重にならないように、複数の業者から見積りを取り、決定しております。

なお、アンケート調査を実施してもよいのではということについてでございますが、これにつきましては各学校の実情に応じて校長の判断で実施するか否かを決定するものと考えております。

なお、同様の趣旨で、本年の2月、第1回船橋市議会定例会におきまして、文教常任委員会で陳情がございましたが、不採択になっているということをおし添えたいと思

ます。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、意見開陳に移ります。

委員の皆様それぞれのご意見を伺いたいと思います。

それでは、中原委員。

【中原委員】

理由のところ、保護者の方たちが十分に修学旅行の趣旨ですとか、決定理由ですとか、意義のようなものについて、納得していないのではないかという指摘があつて、実際にはどうなのかと気になったところでもあります。今ご説明いただいたように、各学校でそういった説明についてはきちっとしているということを確認できましたし、この点がやはり大事なところかなというふうに思っております。

願意と理由には少しずれがあるようなので、そこが気になりました。

【委員長】

ありがとうございます。

石坂委員。

【石坂委員】

請願者のおっしゃることはよくわかります。また、京都・奈良という場所も日本の伝統文化を代表するところでもありますので、そこに行つてはどうかというのも理解できますけれども、修学旅行の行き先を決めるに当たっては、学校側がその行き先への目的をしっかりと立てたうえで行うので、もう少し学校側のことを尊重していただいてもいいのではないかと思います。ただ、最終決定は校長先生でありますけれども、そこに至るまでの決め方は保護者に何かしらの方法でお伝えする機会があつてもいいのではないかと思います。

【委員長】

山本委員。

【山本委員長職務代理者】

理由のところ、言われていますけれども、宿泊を伴う校外学習である以上、普段は経験できない集団行動や日本の伝統文化に接し、学習することができる貴重な機会である。生徒同士が集団でしか経験することができないものを感じ取るよい機会でもある。経験

の浅い先生方であっても、校外で集団行動を引率するよい訓練の機会の場合とも言えるということです。現状は全く問題ないと思います。

それから、他市と違っていても私は良いと思っております。他市も信州方面や東北地方に行っていると示してくださいましたけれども、たとえそれが奈良・京都にみんな行っている、船橋市は独自の考えで、今言ったような理由でほかのところを選んでも全く問題ではないと思いますので、この論旨は納得できません。

それからもう一つ、修学旅行の費用を負担しているのは保護者であるという、こういう言い方は、それこそ日本の伝統文化に一番馴染まないと思いますね。身近な例で言えば、給食費は親が払っているものだから、うちの子どもにはこういうものを食べさせてほしいなど、そのようなことを言い出したら統率も何もとれなくなってしまうと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

請願者は、近隣の修学旅行は全校が、小学校は日光方面、中学校は奈良・京都方面と書いてありますけれども、いただいた資料によると、全部が全部そういうことにはなっておりません。また、指導課からのお話ですと、保護者の方にもご理解をいただき、安全面もしっかりと考えられているという現状の中で、問題はないと思います。ただ、お金を出しているのは保護者であるからということが書いてありますけれども、先ほど山本委員から出た意見のとおりだと思います。ですから、私もこの請願に関しては余り賛成できないと思います。

ほかに何か意見を述べたい方はいらっしゃいますか。

それでは、ないようでしたら、挙手によって採決いたします。挙手されない方は採決することに反対と見なしますので、ご了承願います。挙手をされない方は不採択ということです。

請願第1号「中学校の宿泊を伴う学習である修学旅行の行き先についての請願について」を採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

【委員長】

全会一致により、請願第1号については不採択とすることに決しました。

続きまして、議案第24号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第24号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、ご

説明いたします。

定例会資料の3ページです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会では毎年、前年度の教育行政事務の管理、執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することとなっております。

この規定は効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たし、教育委員会の責任体制の明確化を図るために設けられたもので、本市では平成20年度より実施しております。今年度からは教育委員の皆様にもご協力いただき、6月19日に検討会を開催し、自己評価の中に皆様のご意見を反映しております。

なお、船橋市教育委員会では平成22年2月に新しい教育振興基本計画である「船橋の教育」を策定し、事業を展開していることから、点検・評価はこの計画の進行管理を行う位置づけとしても実施しております。

また、点検・評価を行うに当たり、知見をいただく学識経験者につきましては、千葉大学高大連携専門部会特任教授 五十嵐和廣氏、元船橋市建築部長 中山君雄氏、前船橋市社会教育委員長 藤田静江氏の3名の方をお願いしております。

では、報告書の内容についてご説明いたします。

別冊の「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告書(案)」をご覧ください。

報告書のスタイルは昨年と同様の組み立てとしております。具体的には1ページ目に教育委員会の事務の点検評価の趣旨や実施方法を掲載いたしました。2ページから6ページには教育委員会及び教育委員の活動状況を、7ページには平成22年に策定いたしました「船橋の教育」の体系図を、8ページから49ページには各課で自己評価した主要事業を「船橋の教育」の推進目標別に掲載いたしました。また、50ページから52ページには学識経験者の方々からのご意見を、53ページには教育関係予算の概要を掲載しております。

なお、検討会で、石坂委員より点検評価シートの書式についてご意見をいただいておりますが、財務関係システムの更新がありまして、その中で事業評価が可能になるようなつくりには今後はなっておりますので、そちらを取り入れたうえで、来年度の書式につきましては見直させていただきたいと思っております。今回については、時間の都合もありましたので、ご意見を尊重して来年度以降、考えてみたいと思っております。ご了承願います。

この報告書につきましては、9月の船橋市議会定例会に提出した後、ホームページ等で公表する予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石坂委員】

1ページから49ページまでのところでは、以前に検討会で話した内容でありますけれども、学識経験者の意見等が今回加わり、昨年は学識経験者の方がそれぞれについてお話をされていたのですが、今回からはどなたがどのような考えをお持ちかというのがさっぱりわからなくなっているのと、もし学識経験者からいただいたということでは、「意見等」ではなくて、「ご意見等」と「ご」を入れるべきだと思いますし、変更した理由も教えていただけますか。

【教育総務課長】

ご意見をいただくときに、ご本人がずっと一つのことで意見を述べられているのではなく、そのことに関連した意見を言われる方もいらっしゃったので、委員ごとに意見を載せるとわかりづらいという面がございましたので、個人の意見を特定しないような形で、今回は作成いたしました。

以上です。

【委員長】

どうですか、石坂委員。

【石坂委員】

例えば、中山君雄さんは建築部長でいらっしゃったので、建物関係のことですか、おわかりになると思うのですが、今回ご意見を伺ったというのは、この3人の方に一堂にお集まりいただいたのでしょうか。

【教育総務課長】

学識経験者3名の方にこれまでお願いしておりまして、一堂に会されて、皆さんから同時期にご意見をもらう形をとっております。

以上です。

【委員長】

他に何かございますか。

【山本委員長職務代理者】

私も今、石坂委員が聞かれたのと同じ質問をしようと思ったのですが、せっか

く専門的な方を呼ばれているので、やはりどの方がどういうことを言われているかということがわかったほうがいいのかという気がいたします。むしろ昨年までのほうが違和感なく読めたんですけども、今回ですと、言っていることは本当に全部納得できることばかりなのですが、やはりどういう立場の方が言われているかというのがわかったほうがいいのかという気はいたしました。

【教育総務課長】

実は、もう一つの理由に、ご意見のボリュームがかなり違ってまいりまして、同内容の意見を同調されて言われる方もございましたし、個人名を掲載されたときに意見のボリュームが余り変わってしまうのもどうかというのもございましたので、そういったところも配慮いたしました。

以上でございます。

【委員長】

意見を整理したということですかね。

ほかにはよろしいですか。

学識経験者のご意見ということで書いてありますけれども、いいことも書いてあります。例えばですが、市立船橋高等学校サッカー部が優勝、それから体操部も総合優勝したということで、明るいニュースがございます。明るいニュースをつくり上げるには、恐らく先生、保護者、生徒の並々ならぬ努力があると思うんですよ。それがプラスの部分ですね。

それから、もう一つは、ご意見にありますけれども、教員等の不祥事、それからいじめの問題、これはマイナスの部分になると思います。報告書に先生のご意見と書いてありますけれども、このプラスを積み上げるのは、本当に大変なんですよ。もう365日、24時間、それを何年間も続けて、今回のサッカー部や体操部の優勝ということがあるんだと思います。ただ、教員の不祥事、いじめの問題などが一つあると、いろいろな方が努力して築き上げられたものが一遍にして崩れてしまいますから、この報告書の中に書いてあるものも含めて、行っていこうと思っています。

私としてはそのようなところです。

【山本委員長職務代理者】

この学識経験者の意見で、教育委員会及び教育委員に対しての意見というのが書いていないんですけども、それは何も出なかったのですか。

【教育総務課長】

教育委員会制度、教育委員に関する意見というのはなかったと記憶しております。

【委員長】

それでは、ほかにはございませんか。

【石坂委員】

この点検・評価は議会に提出して、その後ホームページで市民の方に公開するという目的がありますので、やはりこの最後のご意見のところはすごく読みにくいんですね。例えば7ページの「船橋の教育」の体系図の基本方針の順番に並べるとか、何か工夫できないかと心残りで、こうしてきちんとご意見をいただくことで、またそれから考えていかななくてはいけないことを明確にしておかないと、せっかくいただいたものを羅列しただけではどうかなと思いますので、せめて何か工夫ができないかなと思います。

【教育総務課長】

もちろん市民に公表していくということですので、読みやすくしていきたいと思います。今のご意見を取り入れて、基本方針の順番に、極力整理するような形で事務局のほうに一任させていただければ修正したいと思います。よろしいでしょうか。

【委員長】

石坂委員、いかがですか。

【石坂委員】

それと、すみません、5ページの表がありますね、教育委員活動状況。これにも漏れがあります。中学校総体などが入っていませんよね。それと8月21日、「葛南地区教育委員会」で、「育」が入っていないんじゃないかと思います。「教委員」になっていますよね。中学校総体も抜けていたので、ちょっとほかにも抜けていたことがあるとすれば、確認をお願いしたいと思います。

【教育総務課長】

申しわけございません。誤字脱字等につきましては、再度チェックさせていただきまして修正いたします。また、教育委員の皆様の活動で漏れているものについても再度見直しさせていただきます。

【委員長】

よろしくをお願いします。

ほかにはございませんか。

それでは、いろいろなご意見もありましたが、今の議事を踏まえて採決したいと思い

ます。

それでは、議案第24号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」を、採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第24号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第25号について、学務課、説明願います。

【学務課長補佐】

お手元の資料5ページの議案第25号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を、ご説明いたします。

本件は、住居表示の新たな付番等に伴う規定の整備についてでございます。建物が何も建っていなかった場所に新築の建物が完成した際、市の自治振興課においてその建物に新たに住居表示を付番することとなります。このたび学区表に伴い、5表示が新たに付番されましたので、通学区域規則を改正して、その5表示を規則に盛り込む必要が生じました。

資料8ページをご覧ください。新たに5表示が付番された場所について地図で示したものでございます。右上の色が塗ってある部分が印内2丁目3番です。この印内2丁目3番に10号という新たな付番がありました。なお、色の部分につきましては基本学区が葛飾小学校で、西海神小学校も選択できる地区となっております。通学区域規則は号単位で学区が分かれておりますので、きちんと号単位で学区を示す必要がございます。

少し戻っていただきますが、資料の7ページをご覧ください。船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則新旧対照表ですが、左側の新のほうの印内2丁目3番に記載されておりますように、こちらに10号を新たに加えます。このように変更することにより、通学区域規則における規定の整備を図ることとなります。

続きまして、資料の9ページをご覧ください。北本町1丁目の地図ですが、こちらの地区は旭硝子跡地マンションの開発に伴い、学区の変更がありました。色が塗ってある部分が街区変更後の北本町1丁目17番になります。北本町1丁目のうち旭硝子跡地マンションを除く街区につきましては、船橋小学校、海神小学校の2校から選択をする学区となっておりますので、通学区域規則の船橋小学校、海神小学校の選択学区に新たに17番を追加する必要があります。

再び戻っていただきますが、7ページをご覧ください。船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則新旧対照表、下のほうになりますが、左側の新のほうの北本町1丁目に記載されておりますように、こちらに17番を新たに加えます。このように変更することにより、通学区域規則の整備を図ります。

以上、2カ所の追加となりますが、今回の改正につきまして新規に住居表示が付番されたことなどに伴う改正でございますので、通学区域の線引き自体を変更するものではないということを申し添えます。

また、学区審議会は平成25年7月17日に諮問しておりますが、両地域とも同日付で事務局原案のとおり答申をいただいております。

以上、議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第25号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を、採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第25号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項(1)について、管理部、報告願います。

【管理部長】

報告事項(1)でございます。手元資料、別冊2をお願いいたします。

1ページになります。報告事項(1)、平成25年第1回船橋市議会臨時会の報告でございます。本年第1回の臨時会として、7月26日から8月2日までの8日間の会期により開催されました。

今回の臨時会につきましては、7月26日の開会日に、松戸徹新市長から所信表明がなされ、2議案が提出されております。8月1日、本会議になりますが、ここではその提出議案に対する質疑が行われました。提出議案につきましては、教育委員会の所管ではございません。

議案第1号につきましては、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、船橋市手数料条例中の保健所が所管いたします条項の改正をしたものでございました。

議案第2号につきましては、経済部の所管で、東日本大震災により被害を受けた事業者の地震債務対策として、事業者への新たな融資が迅速に行われるための環境を整備することで事業再生を支援し、事業者への融資に伴う保証債務に係る回収納付金を千葉県信用保証協会から船橋市が受け取る権利を放棄するというもので、市長による専決処分への承認を求めるというものでございました。これらの議案につきましては、資料に記載の4人の議員の方から質疑がございました。質疑後につきましては各常任委員会に付託され、会議終了後に付託された委員会では付託事件の審査が行われました。

8月2日の最終日でございますが、松戸徹新市長の所信表明への質疑が、資料に記載いたしました各議員の方からございました。なお、市長の所信表明につきましては、お手元に所信表明の写しがございます。

所信表明で述べられております大きなことは、1つ目に、子どもたちの未来につながる施策の展開。2つ目に、船橋市の持つ力をさらに伸ばすこと。3つ目に、一体感をはぐくむまちづくりの推進。これらにつきまして、各議員からの質疑に市長が答弁されたわけでございますが、質問、答弁内容につきましては、多岐にわたりましたので、現在、議会事務局で作成いたします会議録の写しをもって委員にご案内をさせていただきたいと考えております。

最後に、質疑終了後、委員会に付託されました先ほどの議案の審査報告と採決が行われました。議案第1号及び議案第2号につきましては、全会一致で可決、承認され、閉会となりました。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ないようですので、続きまして、報告事項(2)について、学務課、報告願います。

【学務課長補佐】

船橋市立船橋高等学校の活動について報告いたします。

本冊の11ページをご覧ください。

7月28日から8月20日まで行われておりました全国高等学校総合体育大会で、見事団体優勝しました体操競技部とサッカー部の優勝報告会を本日、市役所11階で開催させていただきました。委員長、教育委員会の皆様にもご出席いただきましてありがとうございました。それでは、11ページについてご説明いたします。

全国高等学校総合体育大会におけるほかの競技について報告いたします。

まず、陸上競技部ですが、男子800メートルで3年生の保坂拓海君が2位、2年生の前田恋弥君が4位入賞。男子1,500メートルで3年生の安井雄一君が8位に入賞いたしました。男子の400メートルリレーは惜しくも4位でした。女子については、残念ながら決勝に進んだ選手はおりませんでした。

次に、体操競技部ですが、今年は2位に大きく差をつけ、見事、団体総合優勝を果たしました。個人総合でも3年生の早坂尚人君が優勝、2年生の谷川航君が準優勝、3位には市立習志野高等学校の選手が入り、千葉県勢が独占しました。その下にあります個人種目につきましてはご覧のとおりとなっております。

次に、男子バスケットボール部ですが、2回戦から出場し、秋田県代表の能代工業高等学校に115対90で勝ちましたが、今大会準優勝いたしました静岡県代表の藤枝明誠高等学校に92対115で負けてしまい、ベスト16の結果となりました。

次に、サッカー部ですが、こちらも2回戦から出場し、順当に勝ち進み、準決勝では0対0で迎えたPK戦を10対9で勝ち取り、その勢いのまま翌日の決勝戦では、同じ千葉県代表の流通経済大学附属柏高等学校と戦い、4対2で、3年振り、大会最多となります8度目の優勝を勝ち取りました。

次に、資料にはございませんが、水泳競技で3年生の川崎駿君が男子50メートル自由形で優勝を果たしました。

また、水泳で2年生の中島亜沙姫さんが女子の200メートル平泳ぎで6位、3年生の大江菜津子さんが200メートルバタフライで7位、100メートルバタフライで8位入賞を果たしました。

以上が全国高等学校総合体育大会の主な結果です。

続きまして、こちらも資料にはありませんが、体操競技部が8月12日から17日に行われました全日本ジュニア体操競技選手権大会の団体で優勝し、こちらも三連覇を果たしました。

また、昨年3位の早坂尚人君が、全国高等学校総合体育大会に引き続き、個人でも優勝いたしました。

また、男子バスケットボール部の3年生の山本健太君と高澤淳君が8月23日から29日まで、中国の杭州市で行われる第21回日韓中ジュニア交流競技会の日本代表として選出されております。

このほかに吹奏楽部ですが、全日本吹奏楽コンクールが今年は耐震工事の関係で、東京の普門館ではなく、名古屋市で10月27日に行われます。

また、全日本マーチングコンテストが大阪城ホールで11月24日に行われます。

それぞれ出場するには、千葉県予選、東関東予選を経て本戦へと駒を進めていきます。既に予選は始まっており、東関東代表として出場できるように毎日練習に励んでおります。

以上、市立船橋高等学校の報告です。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

本当に素晴らしいですね。先ほど、優勝報告会に出させていただきましたけれども、複数の部活が優勝というのもないんじゃないかなと思いますね。山崎校長先生や市長も来られて、幸先のいいスタートで、よろしいんじゃないかと思います。

ただ、先ほど申しあげましたように、そういう数々のプラスの部分はいいんですけども、どこでマイナスが起こるかわからないので、その辺のところは我々も含めて、十分注意しなければいけないと思います。また、せっかくこれだけの活躍をされているのですから、それに甘んじることなく、逆にそういうところで気を引き締め、私自身もそういうつもりでやっていきたいなと思います。

なければ、続きまして、報告事項（3）について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

続きまして、市、県、関東中学校体育大会の結果についてご報告させていただきます。資料は別冊2の3ページから17ページまででございます。

まず、市の大会からご報告いたします。

7月20日から7月23日まで行われました。天候にも恵まれて、7月24日の予備日を使うことなく無事に大会を終えることができました。

熱中症対応も各専門部で取り組んでまいりましたが、比較的軽症の熱中症が4件ありました。大きなけがなく終えたことをご報告いたします。

市の大会の成績につきましては、各校3ページから8ページまでの一覧表のとおりでございます。大会期間中、委員長をはじめ教育委員の皆様にお忙しい中応援を賜りましたことを改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

次に、県大会についてです。7月26日より県内各会場で行われました。団体の成績につきましては9ページでございます。上位の入賞は、上からバレーボール男子、八木が谷中学校が3位に入賞。バレーボール女子では行田中学校が準優勝、大穴中学校と船橋中学校がともに3位に入賞し、男女合わせて4校が関東大会に出場しました。

バスケットボール男子では、習志野台中学校が準優勝、行田中学校が3位に入賞。バスケットボール女子では、七林中学校が準優勝、八木が谷中学校が3位に入賞。習志野台中学校と七林中学校が関東大会に出場しました。

柔道男子では、葛飾中学校男子が3位、女子が2位に入賞し、ともに関東大会に出場いたしました。

また、ソフトボール女子では船橋勢同士の決勝となり、御滝中学校が優勝し、八木が

谷中学校が準優勝となり、ともに関東大会に出場することができました。

相撲では、宮本中学校が5位に入賞し、関東大会に出場を果たしております。

以上のように、団体戦では、特にバレーボールとバスケットボールで船橋の活躍が目立った大会となりました。

個人戦、10ページから14ページにありますように、陸上競技、水泳、柔道、剣道、体操競技、新体操、卓球で上位入賞を果たして、関東大会や全国大会への出場を決めました。

次に、関東大会の成績ですけれども、団体戦は15ページのとおりでございます。特にソフトボール、御滝中学校が関東大会第3位に入り、ソフトボールでは船橋勢としては、初めての全国大会出場を決めました。個人の部では、16、17ページでございます。陸上競技、2年男子200メートル、柔道男子55キログラム級で優勝を果たしております。

全国大会への出場者は16、17ページに掲載してあるとおりでございます。

開催日は8月17日から25日までの予定で、愛知、静岡、三重など当該地域で行われております。全国大会の結果につきましては、御滝中学校のソフトボールについては2回戦で敗れたものの、ベスト16の成績でございます。

また、柔道男子55キログラム級で、御滝中学校の内田海翔君が全国第3位の成績でした。

それから、陸上競技部でも船橋中学校、伊東利来也君が共通400メートルで第4位の成績をおさめました。

多くの方々の応援があり、大変盛り上がった大会でございました。

本当にありがとうございました。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【中原委員】

総体については、本当に前日まで非常に暑い天候で、これは子どもたちにとってどうだろうかと思いましたが、実際開催されましたら、本当にしのぎやすいというか、天候に恵まれたので、本当によかったなというふうに思っております。

そういう中で、今の報告にありました関東でも大活躍の柔道も見せていただいたんですけども、柔道部員が以前よりも少なくなっているんだというお話をそのとき伺いまして、やはり運動部の事故についての保護者の認識がかなり影響をしているのではないかなというようなこともございましたので、もちろん事故を防ぎながら、これだけ活躍し

ていける子どもたちがたくさん育ってくれているので、教育活動をしっかり支えていけるように積極的にやっていかないといけないなど改めて思ったところです。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

【保健体育課長】

ありがとうございました。

中学校体育の武道の必修化に伴って、けがのことが大きく報道されたときに、やはり危ない競技だという認識がございました。その影響もあるのかなというようなお話は顧問同士でしております。ただ、あってはいけない事故でございますので、顧問同士はなるべく経験の少ない学校に経験のある顧問が合同練習の形をとったり、また積極的に研修会へ参加するというような形で維持しながら、部員がたくさん集まるように努力してまいりたいと思います。

【委員長】

ほかに何かございますか。

それでは、次に入ります。

続きまして、報告事項（４）について、文化課、報告願います。

【文化課長】

それでは、船橋市美術館運営等検討委員会について、資料は別冊２の１９ページ、最終ページになります。７月定例会で、この検討委員会の進捗についてご説明した際に、８月の定例会で議案として提出する旨を申し上げましたが、議決事項ではありませんでしたので、ここでご報告いたします。資料にあります、委員一覧のとおり、公立美術館長、市内の文化団体の代表、美術館関係者及び学芸員、美術教育関係者、イベント企画の関係、また最後に市民公募１名を含めまして、７名の委員が決定いたしましたのでご報告いたします。

なお、第１回目の検討委員会を８月２６日（月）の開催を予定しております。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、次に移ります。

続きまして、報告事項（５）について、青少年課、報告願います。

【青少年課長】

青少年課といたしましては、今回の報告事項は２点でございます。

本冊の１３ページをご覧ください。

まず、青少年キャンプ事業の報告をさせていただきます。７月２６日（金）から２８日（日）までの２泊３日の行程で青少年キャンプを実施いたしました。２７日、悪天候のため予定していたプログラムを急遽変更し、日中は体育館等で軽スポーツやゲーム、夜間はキャンドルサービスなどを実施いたしました。参加した児童・生徒は船橋との環境の違いに驚き、特に山間部への雷にはびっくりしたような表情をしていたと伺っております。学年の異なる子どもたちが、この大自然の中で生活していくためには、お互いを理解し、協力し、助け合うことができなければ、集団生活はできないことなど、日常生活では味わうことができない貴重な体験をしたことと思っております。

次に、船橋市・津別町青少年交流事業の報告をさせていただきます。８月３日（土）から７日（水）までの４泊５日の行程で、北海道津別町へ青少年３７名が訪問いたしました。午後５時過ぎに津別町に到着し、歓迎会セレモニーの後、各ホストファミリー宅へ向かい、２泊３日の交流が始まりました。また、５日には津別町の公民館に集まり、網走川での写真にも載っていますとおり、ラフティングや水質検査、ロープワークなどを体験いたしました。

今回のキャンプや都市間交流で得た経験を今後の学校生活や家庭生活に生かしていただきたいと願っております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石坂委員】

青少年キャンプも悪天候で大変だったということですが、室内でこういった活動をされたのですか。

【青少年課長】

相談員が雨の日にはこういうプログラムにするということを事前準備していったものを向こうで行っているはずですが。雨が降ったときのために体育館も利用できるような状況で行きました。どういう授業、どういう内容のことをしたのかというのは、今詳細はわかっていません。

【委員長】

では、また後ほど。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、続きまして、報告事項（6）その他で何か報告したい方がいらっしゃいましたら、どうぞ報告をお願いいたします。

【石坂委員】

昨日、平成25年度教育講演会に行ってみりましたので、簡単にご報告させていただきます。

講師はロバート・キャンベルさん。ニューヨーク生まれのハーバード大学を卒業され、現在、東京大学大学院の教授でいらっしゃいます。この方の専門は日本文学の研究、それも17世紀、18世紀の日本文学の研究ということで、外国人の方に文学を教わっていいのかなという感じで、余りにも自分の知らないことが多かったので、一生懸命聞いていました。読書、「どんなものを読むかで世界の表情は違って見える」という演題でございまして、もう30年近く日本に住んでいらっしゃるそうなんですけれども、この日本の近代文学にどうして最初に興味を持たれたのかなというのが、私は疑問で、きのうは質問時間ありませんでしたので、わかりませんが、私が想像するには、18世紀、19世紀のころの若い方たちは、やはり月の明かりですとか、そういった行燈の明かりの中でのものを書いたり、本を読んだりされていて、それも夜通し語り合ったりされていて、それが漢文であったり、和歌のような形であったりするんですけれども、それを読み砕いていくと、日本語の持っている柔らかさとか、寛容さ、そういったものがすごく感じ取られて、心地いいといいますか、結局はつきりとロバート・キャンベルさんがどうして近代文学に興味を持たれたかはわかりませんが、私が感じ取ったのは、そういった日本語の持つ意味といいますか、そういったものではなかったかと思えます。

同行で松田次長さんもいらっしゃいましたので、お感じになったところをご報告いただけたらと思います。

【教育長職務代理者教育次長】

非常にアカデミックな講演内容だったので、理解するのは難しかったですけれども、江戸時代の学生の学びの風景を見ていながら、当時の学生が学ぶことによってどのような自己や人生を表現していったかということ、読書という切り口で見ていくというような内容でございました。激動の幕末の最中に、学問の生活に満足をして、充足している学生の姿を知るということは、現代の教育とか、社会全体を考える上でも有益ではないかというような内容であったと思います。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ほかには何かございますか。

それでは、ないようでしたら、先ほど非公開と決しました臨時代理の報告に入りますので、傍聴人は退席願います。

(傍聴人退席)

【委員長】

それでは、臨時代理の報告に入りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【教育総務課長】

報告第4号から報告第9号につきましては、市長が平成25年第3回市議会定例会に上程する議案を作成するに当たり、教育委員会に意見を求められたものでございます。

本来であれば、船橋市教育委員会組織規則第3条第3号に基づき、この教育委員会会議でご審議いただくものでございますが、市長が議会に議案を提出する日程の都合上、会議を招集するいとまがなかったことから、同規則第3条の2第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理によりまして処理させていただきましたので、同規則第3条の2第2項の規定に基づき、この会議において報告させていただきますのでございます。

なお、教育長の臨時代理と申し上げましたが、現在、教育長は不在でございますので、同規則第7条第1項により教育次長が職務代理として決裁したものでございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課から報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。

それでは、各担当課からご報告願います。

報告第4号について、財務課、報告願います。

報告第4号「平成25年度船橋市一般会計補正予算（教育費に関する事務に係る部分）について」は、財務課長から報告された。

【委員長】

続きまして、報告第5号及び報告第6号について、生涯スポーツ課、報告願います。

報告第5号「行田2丁目敷地造成工事請負契約の締結について」及び、報告第6号「船橋市運動公園体育館耐震改修工事請負契約の締結について」は、生涯スポーツ課長補佐から報告された。

【委員長】

続きまして、報告第7号について、施設課、報告願います。

報告第7号「船橋市立湊中学校校舎改築工事請負契約の締結について」は、施設課長から報告された。

【委員長】

続きまして、報告事項第8号について、保健体育課、報告願います。

報告第8号「船橋市立坪井中学校給食棟増築工事請負契約の締結について」は、保健体育課長から報告された。

【委員長】

続きまして、報告事項第9号について、社会教育課、報告願います。

報告第9号「船橋市北部公民館等複合施設建替工事請負契約の締結について」は、社会教育課長から報告された。

【委員長】

本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議8月定例会を閉会いたします。

午後5時00分閉会